

加入・履行証明書発行基準

1. 加入・履行証明書の発行基準は、次のとおりとする。

(1) 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
 - ア. 加入後1年未満の者
 - イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない者
 - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている者

(2) 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額が、(1)の被共済者に見合う額であること。この場合において、退職給付拠出額等の総額は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 電子申請方式において、当該共済契約者の負担又は他の共済契約者の負担により、当該共済契約者が雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額及び元請から現物交付を受けた共済証紙の金額の合計から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

(3) 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について（令和4年度から）

共済証紙貼付方式を採用する公共工事が工事施工高に含まれている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

2. 工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む。）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、1のほか、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていることを確認する。

3. 支部長は、地域の実情を踏まえ、基準を強化し、又は緩和することができるものとする。支部長が基準を強化又は緩和した場合には、支部長は、当該基準を公表するものとする。ただし、1(2)の被共済者数に見合う退職給付拠出額等の総額の基準の緩和については、下限を設けるものとする。